

Dansk Litteratur. En tosproget Antologi

Ved F.J. BILLESKOV JANSEN



デンマーク文学 作品集

監修 F.J.ビレスコウ・ヤンセン 牧野不二雄

東海大学出版会

デンマーク文学作品集

¥5000

1976年9月20日 初版発行

監修者 牧野不二雄

発行者 松前達郎

印刷者 三浦丈夫

制作スタッフ 山田 渉 川上文雄 三浦義博

装幀デザイン 道吉 剛 武井黎子

製版所 株式会社東京印書館

印刷所 港北出版印刷株式会社

製本所 株式会社石津製本所・協栄紙器製本株式会社

用紙資材 株式会社鵬紙業・株式会社ダイヤ商会

発行所 東海大学出版会

0098-0358-5110

〒160 東京都新宿区新宿3-27-4 新宿東海ビル

TEL (03) 356-1541 振替 東京 0-46614

日本語版への序

「一千年のデンマーク」という言葉で始まる歌がありますが、これはわが国の詩人バルデマ・レアダムが1917年に書いたもので、第一次大戦の大浪がデンマークの岸に打ち寄せてきた頃のことでした。今から始まるこの本には一千年の齢を数える一つの王国が息づいています。ここに選ばれた作品はデンマークの詩歌芸術において最高峰に位置するもののみならず、広くデンマーク文化の言語による表現の代表作でもあります。従って、中世にさかのぼるデンマーク法の序文で高い法律観を見事に表現しているものもおさめられています。ルネサンスの世紀にあっては、天才的な自然科学者であり、自己否定をするキリスト者でもあったネルス・ステーンセンの一生が大きな貢献をしています。ルーズヴィ・ホルベアは18世紀の劇詩人で、また哲学的論争者でもあるのは、丁度19世紀のH.C.アンデルセンが童話作家として、また同時に優れた紀行作家として評価されなければならないのと同じであります。

H.C.アンデルセンとセーレン・キルケゴールは日本のみならず、広く世界に向けられたデンマーク思想の二つの顔であり、この両者の日本語への翻訳は数多くあります。キルケゴールからここに引用したものは、彼の哲学の発展段階と彼の得意とした多様な文体を同時に例証するように試みたものであります。

デンマーク、いや、北欧の新しい時代はゲオーウ・ブランデスに始まります。彼は批評家であり、遊説家でありました。無限に小さなもので無限に大きなものを描くものだという詩歌についてのエッセーは、ずっと20世紀に至るまで北欧の小説、短篇及び作劇法に影響を及ぼしてきました。ブランデスは特にフランス、イギリスから強く刺激を受け、彼独自の方法でその思想を完成しました。本選集のほとんど全てのページにみられるように、デンマークの精神文化は諸外国との文化交流の中にデンマーク的な特質を形成して行き、また、デンマークからも精神を鍛える鉄床より発する火花が四方に遠くまで飛び散っていったのです。歴史をみれば容易におわかりになる通り、これまでは欧米との接触が主なるものでしたが、日本文化のように一千年以上も前から文字によって定着してきた文化との交りも相互に強められることを願うものであります。この丁・日対訳の選集がこういった趣旨にいくらかでも貢献できればと希望しております。本選集が実現の運びとなりましたのは、東海大学学長代行牧野不二雄教授を委員長とする東海大学デンマーク語翻訳委員会の労によるものであります。

本選集の刊行は、東海大学総長松前重義博士とデンマーク王国文部省国際局長E.ドロスビュ氏との間で行われた話し合いに端を発しますが、これはドロスビュ氏が訪日の折に致しました日本・デンマーク間の文化交流についての種々の話し合いに関連して行われたものであります。

F.J. ビレスコウ・ヤンセン

序

黄金の角杯

文学の歴史は、言葉のそのように、文学の発明と結びついている。紀元後最初の数世紀の間に、ひとつのアルファベット、すなわち<ルーン文字>がゲルマン諸民族の間に拡がっていったと考えられる。およそこの時期に北欧の民族がローマの工芸品や未加工の貴金属を買うことが出来るほどに富んでいたことを、重要な発掘品が我々に示している。外ならぬこの文明のこしらえた諸作品が、我々の言語最古の資料を今日に伝えているのである。デンマーク文学の黎明期に、我々は黄金の文字で刻された一つの銘文を見出す。400年ごろ、正に民族大移動の時代に、或る巧みな職人、鍛冶工が、長さ4尺弱で、明らかに宗教上の祭式に用いられるはずであった一本の黄金製の角杯をこしらえた。彼は、何らかのゲルマン神話からもってきたと思われる多数の人間や動物の像と場面でこの角杯を飾った。この作品を完成させると、職人は自己の作品に自分の名をこう刻した、

EK	HLEWAGASTIR	HOLTJAR	HORNA	TAWIDO
我	レーゲスト	ホルトの者(子)	が	角杯を 作れり

この角杯は1734年スレスヴィ(シュレスヴィッヒ)の地中で発見された。これは、同じ場所で1世紀以前に掘り出されたもう一つの、銘文のない角杯と一緒にされるために、王家宝物室に送られた。ところが1802年、国立博物館に展示されていたこの二本の角杯を泥棒が盗み、警察に逮捕される前に、角杯を溶かしてしまうだけの時間があった。幸いにも、装飾の型がとられてあって、これにより、今日コペンハーゲンの国立博物館に見られるコピーを作成することが出来た。

この二本の黄金の角杯が消失したその時期に、ひとりの若い詩人アダム・エーレンスレーヤは、ドイツから帰ってきた他のスカンディナヴィア人¹⁾によって、ロマン派の新思想を授けられたばかりであった。ロマン主義の哲学と詩について、この若い詩人はすでに予感はしていたが、今やそれらは彼の目と耳に明らかとなった。それ以来、彼は自己の天職を十分に自覚し、ただちに新たに

訳注1) ノルウェー人科学者Henrik Steffens (1773—1845年)。1803年コペンハーゲンで、ドイツ・ロマン主義を紹介。

得た靈感からひとつの民族文学を創造すべく仕事に着手したのである。最初の感激に酔いながら彼は時事的な事件、すなわち黄金の角杯の盗難を取りあげた。彼は、「黄金の角杯」と題した優れた詩を書き、デンマークにおけるロマン主義時代の嚆矢となった。ロマン主義の教えにしたがって、詩人はこの詩において古代を称揚する。これは、二本の神秘的な角杯がこの国の土中に埋まったまま存在することを神々が人間たちに明らかにしようと決心した聖なる時代を、人間たちに想い起させるためであった。しかしながら、人間が過去の産品の有する崇高な意義を理解しなかったため、神々は彼らに与えた恩恵をとりあげ、こうして聖なる贈物は永遠に消えてしまったのである。

その二つの角杯の紛失が我々に我々の有する最も独創的な詩の一つを与えたことは、驚くべきことである。古代の銘文の簡単な黄金文字は、形をかえて雄大な詩となった。二つの角杯を覆っている神聖な装飾に代って、詩人は我々に新たな神話物語を与え、これを彼は、力と優雅さを併せもって描かれた場面——祖先たちの再集合、二つの奇蹟的な発掘品、伝説的な英雄たちの怒り、そして二つの角杯の紛失——を連続させて、我々に物語った。この詩は、ひとつの民族的な神話物語となっているのである。その中で詩人がデンマーク詩文学の頹廢を正当にも嘆いているこの詩で、彼はデンマーク詩文学に新たな生命を吹込んだ。

「黄金の角杯」は間違いなくデンマーク文学の黄金時代の始めになっている。新しい世代は、自国の過去をふりかえる時はいつでも、聖なる輝きのきらめきを伝えてくれる黄金時代を求める。この精神でエーレンスレーヤは、次の詩行を書くことができたのである：

„I gamle gamle	汝ら ふるき古えの
Hensvundne Dage!	去りにし日々よ!
Da det straalte i Norden,	北欧に光かがやき
Da Himlen var paa Jorden,	天が地上にありし時よ,
Giv et Glimt tilbage!“	かの日のきらめき一つ返しあたえよ!

こうして若い世代は、今一度鋤の刃が地中で黄金の角杯に突当ることを欲する：

Da klinger i Muld	そのとき土の中にて
Det gamle Guld.	古えの黄金は音をひびかす。

そして若い世代は、或いは無駄かも知れないが、神々のこの贈物に値する行動をすることを、約束するのである。

目 次

日本語版への序	v
序 黄金の角杯	vi
中世	3
王国と法	3
中世のバラッド	9
トールペンの娘とその仇	11
妖精の呪いの一撃	15
エッペ・スカメルセン	21
ラーヴェとヨーン	31
モーテン・ペーロッパ「春の訪れ」	
春の訪れ	37
ルネサンスとバロック	39
H.J. ランク	
守銭奴ニゼンゲ	39
幽閉された伯爵夫人レオノーラ・クリスティーナの歎きの回想録	51
ネルス・ステーンセン	67
トマス・キング	
ひとはみな己が運命あり	87

18世紀——93

ルーズヴィ・ホルペア

山のイエツペ 又は 変身した百姓 93

教訓的思索 117

ヨハネス・エーヴァル

魂への頌歌 135

ロマン主義文学——145

エーレンスレーヤとグロントヴィ 145

ハーコン大伯 147

ビャルケモールのこだま 155

教会の鐘 155

ステーン・ステーンセン・ブリッカ

ある教会書記の日記 159

H.C. アンデルセン (ホー・セー・アナセン)

えんどう豆の上のお姫さま 215

私の窓からの景色 217

セーレン・キェルケゴール (キアケゴー) 223

M. ゴルスメット

魔法にかけられた人妻 243

リアリズム—— 263

ゲオーウ・ブランデス

文学における〈無限小〉と〈無限大〉 263

イエンス・ペータ・ヤコブセン

ベルガモの黒死病 289

ヘアマン・バング

イレーネ・ホルム嬢 307

ヘンリック・ポントピダン

イーロム村の首吊り山 333

ヨハネス・ヴェー・イエンセン

キアステンの最後の旅 361

マーチン・アナセン・ネクセ

くもの巣 381

散文における新しい傾向—— 409

ヤコブ・バルダン

文体芸術家 409

カーレン・ブリクセン

悲しみの土地 425

ホー・セー・ブラナ

青いせきせいいんこ 501

マーチン・A・ハンセン

パラダイスりんご 529

戯 曲 ————— 549

カイ・ムンク

カナエ以前

549

五人の抒情詩人 ————— 569

J.P. ヤコブセン

ミケランジェロの素描に寄せるアラベスク

569

ソーフス・クラウセン

果樹園で

577

インペリア

579

ニス・ペータセン

マリアーヤフィヨルドの春

583

この人を愛するか？

585

トアキル・ビョーンヴィ

嫉妬心

589

カエデの樹

589

クラウド・リフビェア

われらは要求されている

595

資料一覧

601

訳者紹介及び分担

606

あとがき

608

デンマーク文学作品集

MIDDELALDER

RIGET OG LOVEN

De sønderjyske guldhorn, som andre rige fund fra folkevandrings-tiden, vidner om magt, velstand og høj kultur. Fra o. 800 begyndte vikingetogene, formentlig bl.a. forårsaget af overbefolkning. I løbet af det 10. århundrede forenedes de danske provinser eller *lande* definitivt under een konge. På et pragtfuldt runemindesmærke fra omkring 980, rejst i Jelling (Jylland), roser kong Harald sig af at have vundet sig alt Danmark og Norge og gjort danerne kristne. Hans efterfølgere satte sig for en tid fast i England; efter indre stridigheder omkring midten af det 12. århundrede blev Danmark under Valdemarerne stormagten i Norden.

Dansk ret er opstået som sædvaneret, knyttet til rigets provinser: Jylland (med Fyn), Sjælland og Skåne. Retsreglerne bevaredes i særlige lovkyndiges erindring; men omkring 1200 begyndte man at nedskrive dem. 1241 udstedte kong Valdemar Sejrs, på et danehof i Vordingborg, *Jyske Lov*, som vistnok senere blev tiltrådt af lands-tinget i Viborg, dvs. en forsamling af landsdelens mest indflydelses-rige mænd. I denne *codex*, som øjensynlig er blevet til ved et kom-missionsarbejde, ser vi side om side to stiltendenser. Som sædvane-ret grunder hvert kapitel i loven sig på enkelttilfælde, hvoraf reglen er uddraget. Stilen i lovens kapitler er stadig overvejende kasuistisk. Der er noget praktisk fortællende, næsten anekdotisk over denne konkrete lovstil. I modsætning til de enkelte kapitler er fortalens stil abstrakt. Forfatteren er en lærd mand. Hvis han, som tradi-tionen siger, er den biskop Gunner af Viborg, der nævnes mellem andre stormænd ved fortalens afslutning, har han studeret i Paris. Uden tvivl har fortalens ophavsmand lært at reflektere på latin; hans begreber om retfærdighed og uretfærdighed er stærkt påvirket af kanonisk ret. Det er derfor forbavsende, at han udtrykker sig

中 世

王国と法

南ユラン（ユトランド）出土の黄金の角杯は、民族移動時代の他の豊富な発掘品と同じく、権力、繁栄ならびに高度な文化の証拠となっている。800年頃から、とりわけ人口過剰に原因すると考えられるヴィーキング遠征が始まった。デンマークの諸地方、すなわち諸「国」は、紀元10世紀中に、最終的には単独の王の下に統一されていった。イエレング（ユラン）に建っている980年ごろの見事なルーン石碑に記して、ハラルド王は、己がために全デンマークとノルウェーを獲得し、かつデーン人をキリスト教徒にかえたことを誇っている。王の後継者たちは、一時イングランドに定住した。12世紀半ばごろの内部抗争の後、デンマークは数代のヴァルデマル王¹⁾の下に北欧の大国となった。

デンマークの法律は、王国の諸地方、すなわちユラン（フューンを含む）、シェランおよびスコーネに結びつき、慣習法として発している。法規範は、法律に精通した専門家たちの記憶によって保持されていた。しかし、1200年ごろにそれらを記録することが始められた。1241年ヴァルデマル勝利王は、ヴォーデングボーの王国会議において「ユラン法」を發布した。これは後にヴィボーの民会、すなわちこの地方の最有力者たちの会議によって、おそらく承認されたことであろう。明らかに委員会作業によって成立したこの法典には、二種の文体傾向の併存していることが認められる。慣習法として本法の各章は、その規則が抽象されたところの個々の事例に準拠している。本法各章の文体はつねに、きわめてカズイスティック²⁾である。この具体的な文体には、実際に語るような、ほぼ物語的な調子がある。前文の文体は、個々の章とは反対に抽象的であり、その起草人は学識者である。もしこの起草者が、伝承の伝えるように、前文末尾部において他の有力者たちの中にその名を挙げられているヴィボーのグネル司教であるならば、この司教はパリで学問をしている。前文の起草者がラテン語で思考することを体得していたことは明らかである。その正義と不正に関する概念は、教会法につよく影響されている。このため、この起草者が

訳注1) ヴァルデマル大王（1157－82年在位）、ヴァルデマル勝利王（1202－41年）、ヴァルデマル中興王（1340－75年）。

2) 起りうる個々の事例（case）を想定して、それに基づいて立法する仕方をとる。

med fuldkommen beherskelse af modersmålet: han former store ideer uden at stamme. Denne første side af abstrakt prosa i den danske litteratur er samtidig en af de skønneste:

Mæth logh scal land byggæs. Æn wildæ hwær man oruæs at sit eghæt, oc late men nytæ iafnæth, tha thyrfæt men ekki logh with. Æn ængi logh ær æm goth at fyllughæ sum sanænd. Æn hwaræ sum mæn æuær um sanænd, thæræ scal logh letæ hwilt sannænd ær.

Waræ ey logh a landæ tha hafthæ hin mest thær mest matæ gripæ. Thy scal logh æftær allæ men gøræs, at rætæ men oc spakæ oc sac-løsæ nytæ theræ spækæ, oc uræte men oc folæ ræthæs thet thær i loghæn ær scriuæt, oc thor ey for thy fulkumæ theræ undscap thær tho hauæ i hughæ. Wal ær thet oc ræt, at then thær guz ræzlæ oc rætæns ælscughæ mughæ ey lockæ til godz, at høfthings ræzlæ oc landæns withær logh for fangæ them at gøræ illæ oc pinæ them af the gøræ illæ.

Logh scal wæræ ærlig oc ræt, thollich, æftær landæns wanæ, quæ-mælich oc thyrfætlig oc opænbaræ, swa at allæ mæn mughæ witæ oc undærstandæ hwat loghæn sighær. Logh scal ey gøræs æth scriuæs for ænnæn manz særlig wild, num æftær allæ mænþ thyrfæt thær i land bo. Ængæ man scal oc dømæ gen thæn logh thær kunungh giuær oc land takær withær, num æftær thæn logh scal land dømæs oc rætæs. Thæn logh thær kunungh giuær oc land takær with, then ma han oc ey skiftæ æth af takæ utæn landzæns wilæ, utæn hun ær opænbarlig gen guth.

Thet ær kunungs æmboth oc høfthings thær i land ær, at gømæ dóm oc gøræ ræt, oc frælsæ them thær mæth wald thuyngæs, swa sum ær widue oc weriløsæ børn, pelegim oc ut lanz mæn oc fatøkæ men, them gøræs tithæst wald, oc latæ illæ men thær ey wilæ rætæs, i hans land ey lifuæ, for thy at thær han pinær æth dræpær u dæthæs men, tha ær han gudþ thianæstæ man oc landz giætzlæ man, for thy at swa sum hin hælghæ kyrki styræs mæth pauæn oc biscop, swa scal hwart land styræs mæth kunungh æth hans undærrætær oc weriæs. Thæræ mæth æræ oc allæ skyldigh thær i hans land bo at wæræ hanum hørsum, oc lythæn oc undærdanugh, oc for thy ær han oc scyldich at gøræ thæm al frith. Thet sculæ oc witæ allæ wærælz

母国語を完全に駆使し表現していることは、驚くべきである。彼はことばに窮することもなく、偉大な思想を形成している。このデンマーク文学最初の抽象的散文の第一ページは、同時に、もっとも美しいページの一つである。

「国は法を以て建てられるべきである。しかし、人それぞれが自己の所有物にて満足し、かつ他人に同等の権利を享受せしめる意志を有するならば、人は法を必要としない。実に、真実ほどに優れた従うべき法はないのである。しかし法は、真実に関して疑問の存する所においては、何が真実であるかを示すべきである。

国に法なしとすれば、最大のものを獲得しうる者が最大のものを所有することとなろう。それ故、あらゆる者のために、正しき者、平穩を好む者ならびに罪なき者がその平安を享受し、一方、不正なる者ならびに狡猾なる者が法に記された所を恐れ、それがため彼らの心中思ふ悪事を遂行し得ぬように、法は作成されるべきである。神に対する畏れならびに正義愛が善へと惹きつけることの不可能な者たちに対しては、以下のことも正しい。すなわち、支配者ならびに国の処罰法に対する恐れが上記の者の悪事の実行を妨げること、更に悪事が実行された場合これらを罰することである。

法は、偽りなく正しく、国の慣習にしたがって耐えられ、適切かつ有益であり、すべての者が法の言わんとする所を知り、また理解可能であるよう明瞭でなければならない。法は、或る特定の者の特別な利益のためにではなく、国に居住するすべての者の必要に応じて作られ、かつ記されるべきである。また、いかなる者も、国王が与え、かつ地方民会が採用する法に反する裁きをなすべきではなく、この法にしたがって国は裁かれ治められるべきである。国王が与え、かつ地方民会が採用する法は、それが明白に神意に違わぬかぎり、国王は、地方民会の同意なしに、改変あるいは廃止をなし得ない。

以下は、国王ならびに国に在る支配者の任務である。すなわち、裁きを監督し正義を行い、寡婦および保護者なき児童、巡礼者および外国人ならびに貧窮者のごとき、権力の圧迫を受ける者たち——権力はこれらの者に対して最も頻繁に行使される——を救済すること。また、更生の意志なき悪人を自国に居住せしめぬこと。何故ならば、国王が犯罪者を罰し、あるいは殺す場合、彼は神の奉仕者であり、かつ国の監視人である故に。何故ならば、聖なる教会が教皇ならびに司教により治められるように、いかなる国も国王またはその役人により治められ、かつ保護されるべき故に。それにより又、その国に居住せる者はすべて国王に服従し、従順かつ忠誠である義務を有す。それに対して国王は

høfthyng, at mæth thet wald thær guth saldæ them i hand i thæs wærd, tha saldæ han oc them sin hælugh kyrki at weriæ for alt thet thær a bethæs. Æn worthæ the glømond æth wildugh oc weriæ ey sum ræt ær, tha sculæ the a domæ dagh swaræ af kyrkiæns frælsæ oc landzæns frith minzkæs for theræ scyld i theræ timæ.

Witæ sculæ allæ men thær thænne bok se, at waldemar kunungh annæn waldemar sun thær sancte knuts sun war, then timæ han hafthæ wæret kunungh ni wintær oc threthyughæ, oc at wor hærræ war fød waræ gangæn thusænd wintær oc tu hundræth wintær oc fyur thyugh wintær, i marz manæth thær næst æfter loot han scriuæ thænnæ book oc gaf thennæ logh thær hæræ standær scriuæn a danskæ, i worthingburgh mæth hans synær rath, thær wit waræ, kunungh erich, hærtogh abel, iunchærræ kristofor, oc uffæ thær tha war ærkibiscop i lund, oc biscop niclæs i roskæl, biscop ywar i fyun, biscop pætær i arus, biscop Gunnær i ripæ, biscop Gunnær i wybærgh, biscop ionæs i wændæl, oc biscop ionæs i hethæby, oc thæræ til allæ bæstæ menz rath thær i hans rikie waræ.

Som prøve på lovens konkrete, kasuistiske stil hidsættes dens kapitel om et retsbegreb, der ikke findes i romerretten: *hærværk* (hærwærki) er oprindeligt udtryk for voldsforbrydelser, der udføres ikke af enkeltperson, men af en flok, en bande; en forbrydelse begået i fællesskab betragtedes med yderste strengthed. Da Jyske Lov blev nedskrevet, havde begrebet hærværk udvidet sig, så at det også gjaldt en enkelt mands overgreb på fremmed person og ejendom (Bog II, Kap. 29):

Gangær man mæth rathæt raath i annæns mansz hws oc brytær hws oc takær wt antugh fæ, æth klæthæ, æth wapnæ, æth andræ costæ thær bondæn a, fra bondæ sialf, æth hans hioon thær a haldær, tha ær thæt hærwærki. Bæriær man oc bondæn æth sær, æth hans hwsfro æth hans hioon thær i fællagh æræ i hans eghæt hws, thæt ær oc hærwærki. Æn hittæs the allæ sattæ i ænnæn bondæ garth, oc wrthæ sithæn a at skiliæ, thæt ær æi hærwærki, for thy at thæt wrth at wathæ. Æn bindær man bondæ i siit eghæt hws vtæn hans skyld, æth takær bondæ dottær æth bondæ kunæ, oc før burth mæth wald, thæt ær oc hærwærki.

彼らに完全なる平安を保障する義務を有す。世俗の支配者はあげて、神がこの世において彼らに委ね給うた力とともに、ご自身の聖なる教会をもあらゆる要求より守護すべく委ね給いしことをも認識すべきである。しかし、教会に対して彼らが怠慢ないしは不公平である場合、あるいは正しくあるように保護せぬ場合、万一教会の自由ならびに国の平和が彼らの治世時に彼らの故に減少した場合、彼らは審判の日に責任を負わねばならない。

この書を見る者はすべて、聖クヌートの息なるヴァルデマルの次子ヴァルデマル王が、同王の国王たること39冬、我らが主の生まれ給いし時より1240年の過ぎし後の三月に本書を記せしめ、ここにデンマーク語を以て書かれている本法をヴォーデングボーにて、同席せし諸子、すなわちエーリック王、アベル公、クリストフェル王子、ならびに当時のルンド大司教たりしウッフエ、更にロスキレ司教ニクレス、フューン司教イーヴァル、オーフス司教ペーデル、リーベ司教グンネル、ヴィボー司教グンネル、ヴェンデル司教ヨハネスならびにヘーゼビュー司教ヨハネスの同意、また同王の王国に在りし最も優れた人々の同意を得て、与えたことを知るべきである。」

この法の具体的、カズイスティックな文体の例として、ローマ法に見当たらない一つの法概念、すなわち「ヘルヴェルキ」にかんする本法の一章を挙げておく。これは本来、一個人ではなく集団、徒党によって行なわれる暴行罪を指す表現である。共同でなされた犯罪は、極度に厳しく考えられた。ユラン法の記録がなされた時、ヘルヴェルキの概念は拡大され、それは一個人の他の個人や財産にたいする侵害にも適用されるようになっていた(第二部第二章)：

「或る者が故意に他の者の家に赴き、家屋に侵入し、家畜あるいは衣類、あるいは武具、あるいは戸主の所有する他の財産のいずれかを戸主自身、あるいはそれを管理する彼の奉公人より奪った場合、それはヘルヴェルキである。或る者が戸主あるいは彼の妻、あるいは戸主自身の家に同居する彼の奉公人を殺害あるいは傷害した場合、それもまたヘルヴェルキである。しかし、彼ら全員が了解の上に、他の戸主の屋敷において会合し、その後両者間に不和が生じた場合、それはヘルヴェルキにあらず。何故ならば、それは偶発事件である故に。しかし、或る者が戸主自身の家にて後者の無実であるにも拘らずこれを縛り、あるいは戸主の娘または妻を奪い、力を以て拉致した場合、それもまたヘルヴェルキである。」